

タゴロート、ヘルト、フハンリエキセンブルグ、エン、ソーホー  
ルツ、リンス、ノ太公江戸の政廳にましくて徳威共に高  
く威力隆盛ある

大日本國君殿に謹て書を奉り微衷を表すこの書殿の  
手に入りて無事安全の幸福を得たまはん事を冀ふ

一二百年前に高名ある烈祖權現家康より信牌を賜はり慶長  
神祖より御朱印を賜る己酉より同十四己酉年七月廿五日  
也我が國人貴國に航して交易をあす事を許さる爾りによ  
り以來我が國の人貴國に於て待遇せらるゝこと淺からず  
且甲比丹は年を期して自殿下に拜謁することを許さる古  
甲比丹江戸拜禮毎年なりに寛政二庚戌年より五年目と  
なれり此に年を期してと云へ蓋し近代の事をさしていへ  
り其厚誼實に感すへ我も亦信義を以て此確乎たる恩

義に答へて彌貴國封内をして靜謐ならしめ庶民をして安  
全あらしめんと欲す然るに交易の事及び尋常の風説は拔  
答非亞瓜哇島の府名なり元和五己未年和蘭の入全及び和  
蘭領の亞西亞諸島を支配する頭役の者より告げ奉るを以  
て今に至る迄兩君互に書を通ずる事あく兩國書を通す  
誤なり慶長十四己酉年七月廿五日同十七壬子年十月神文  
より和蘭國へ御復書あり蓋和蘭歴世治平日少きを以て神文  
献の徵するのみの且書を通すへき緊要のことあらざり  
に今爰に黙止すへからざる一大事起れり是全く兩國交易  
の事に拘へるに非す貴國の關係する事あるを以て未然の  
患を憂ひて始て殿下より直奏する所あり冀くば此忠告に因  
て未然の患を免れ給へ

一近年英吉利兵支那に嚴く戦争を爲せることは我が國の舶

年々長崎に至り星する所の風説書にて既に知り給ふへ  
威力ある支那帝脆く戰て利あらず歐羅巴の軍學に長せる  
に辟易し終に和親を約す是よりして古來よりの政法錯亂  
一海港五個所を開て歐羅巴の交易の地とあさしむ  
一其禍亂の原を尋るに今を距ること三十年前歐羅巴大亂平  
治せし時諸民皆永く治平の化に浴せんことを願ふて時に  
當りて古賢の教を奉する王は諸民の爲ふ多く商賈の道を  
開て民蔓殖せりこれよりして器械を造るの術及び合離の  
術 萬物を分拆し或は集合の術なり因て種々の奇巧を發明し人  
力を費さずして貨物を製ることを得たり是に於て諸國  
に商賈延蔓して反て國財の乏しきに至る就中威力ある英  
吉利は國力豐饒にして地勢宜さに適ひ民心巧智ありと雖

とも國財の乏しきを特に甚じ故に商賈の正路に據らず速  
小利潤を得んと欲し或は外國と爭論を爲すに至る此時に  
當りて本國より力を盡して其爭論を助けて止ざるに因て  
國勢繁雜に及び國勢益窮すかくの如きことに因りて英吉利  
の商人と支那の官人と爭論を開き兵亂を起せり支那にて  
は戰甚利あらずして國人數千廣東に於て戦死し且數府  
を奪はれ亂妨ざるゝのみあらず數百万金を出して焚焼せ  
し財貨は償ふに至れり英吉利人の貨を焼きし事あり因て  
支那より其償金を出すと云ふ

一貴國も今亦かくの如き災害に罹るとす凡災害は倉卒に發  
るものあり今よりして日本海に異國船の來ること古より  
も多くしてこれが爲に其船兵と貴國の民と容易に争端を

開くに至らん其争端より一て兵亂を起すへきこと心痛之至に堪へず殿下の高明のみ必其災害を避ることを知り給ふべし我も亦安寧の策あらん事を望む  
一殿下的聰明は千八百四十二年天保十三壬寅年に當る貴國の八月十三日長崎奉行の前に於て甲比丹に読み聞せし令書に因て明かあり

令書は壬寅七月甲比丹に申渡之書付前に在り爰に略す  
令書には異國船を厚遇すべき事を載せて詳ありと雖も恐くは未だ盡さる所あらん歟其令する所は唯難風に遭ひ或ハ食物薪水に乏しくして貴國海濱に漂着する船の處置を云ふのみ若厚誼を顯はす心に出て或は他の言はれあり

て貴國の海濱に来る船を處置する事を言はず若此等の船を暴昧に追拂は必争端を啓くへし凡争端は兵亂を起し兵亂ハ國の衰廢を招く二百餘年來我か國の人貴國に在留するの恩惠を謝せんか爲に貴國をして此災害を免れしめん事我か希ふ所也古賢の言に曰無難あらんと欲せば紛冗を致すと勿れに臨むこと勿れ平穏あらんと欲せば危險風向に拘らず自由に進退する船ストリームボートと云文化四丁卯年に創造スト云を發見せしより一謹て古今の時勢を通考するに天下の民は速に相親む者にして其相親む勢は人力の能く防ぐ所に非す蒸氣船火氣を以來各國相距ること遠きも猶近國に異あらずかくの如く各國好を通ずるの時より當て獨國を鎖して万國に相親まるは人の惡む所あり今歷代の法に異國人と交を結ふこと

を嚴禁せられ一は歐羅巴洲中遍く知る所ありラヲワエウ  
人名ならん曰知者位に在て能く治平を保護するを是を至  
詳かならん曰知者位に在て能く治平を保護するを是を至  
智といふ故に貴國古來よりの法を固く遵守して反て亂を  
醸さは其禁を弛むるは智者の常經のみ是殿下に丁寧に忠  
告する所あり冀くは幸福ある日本國をして兵亂の爲に衰  
廢せさらしめんか爲に異國人を嚴禁するの法を弛めよ是  
全く誠意に出る所にして自國の利を謀るに非ず凡平和は  
只懇に好を通するにあり懇に好を通するは交易に在る事  
を叡智以て熟慮せられん事を願ふ

一殿下この緊要ある事に就て我か言ふ處を用ひ給はんと欲  
せは親筆を賜はるべく然者又昵近の臣を貴國に遣はさん  
この書には槩略を擧る故に詳ある事は我か昵近の臣に問

ひ給ふへー

一我は遠く隔りたる貴國の幸福及び治平を謀るか爲に甚心  
痛に堪へず恐くは争端を開んことを前知するを以て四箇  
年以前に讓位せし在位二十八年ある我父微爾烈謨第一世  
王を我方に招くに至る殿下も亦此事を熟慮せば我と憂勞  
を同ふし給ふへきこと明あり微爾烈謨第一世は安永元壬  
子年今王に位を譲り同十四丁卯年卒せり壽七十一此書  
蘭國を興復し同十二乙亥年王位に封せられ天保十一年  
庚子年

簡を贈るに軍艦を以てするは殿下の答書を得んことを望  
むか爲のみ又我か肖像を呈するは懇切ある信義を顯はさ  
んか爲のみ其餘別幅に錄せる獻貢の品は不腆といへども  
我邦内の盛に行はるゝ學術によりて致す所にして我邦の  
年來恩遇を受けしを聊謝し奉らんか爲あり

一殿 下の高名ある名をして治世永く福德圓滿ならしめ神徳  
によりて殿下も亦福德圓滿にして大日本國萬々歳天幸を  
得て靜謐敦睦あらん事を欲す

即位よりして四箇年歴數千八百四十四年二月十三日保  
廿一日ニ當ル 瓦刺汾法瓦の王城に於て書す

微爾烈謨

ミニストルハシコロニエン外國の事を司る大臣の官名瑪陀

天文方見習  
兼御書物奉行

瀧川六藏譯

日本國王殿下江和蘭國王より奉獻する貢物目錄

一和蘭國王姿畫但身之丈正寫一に全像を附和蘭國高名の書工ハナチルヘルスト名の筆一枚

一水晶大燭臺但五方に火燈り候様に持有之 二本

一大花生但造花添有之

一六挺込短筒但一箱入

一カラヘイン筒但短筒の一種の名一箱入

一新刊地圖但歐羅巴州諸國の圖集有之一枚

一同大但和蘭領分東印度の圖有之

一和蘭國領分東印度風土記

一東印度草木之繪

一瓜哇草木之繪圖

一日本草木之繪圖

一同獸類之繪圖

一星學に拘り一地理書

二冊

一地理書

一冊

一星學書

二冊

一天文書

五冊

一テカラーフ八星學書

一冊

一ハンカタン人星學書

一冊

一總世界之風土記

一冊

一萬物之說錄

一冊

一サテルニス名輪之說錄

一冊

一コンケノ彗星說錄

一冊

一星學稽古書

一冊

一ハルレイノ彗星說錄

一冊

一天文書

一冊

一彗星觀察之書

一冊

一萬物之說錄

一冊

長崎奉行此國書ヲ收手シ武州江戸ニ遞送ス此船同港内ニ滯泊スル「數月未タ幕議ノ決ヲ得シテ遂ニ拔錨シ去ル

翌弘化二乙巳年六月ニ至リ左之書翰ヲ和蘭政府ヘ送ラル

和蘭國執政ヘ御書翰並別幅甲比丹に御諭書

久世大和守

内藤紀伊守

青山 大膳亮

林 大學頭

稻生 出羽守

遠山 左衛門尉

鍋島 內匠頭

石河 土佐守

松平 河内守

久須 美佐渡守

松平 式部少輔

石谷 鐵之丞

山口 內匠

去年阿蘭陀國王より書翰指越候に付別紙之通今度各々彼國重役に書翰可指遣候右者最前存寄相尋候節銘く見込之趣被申聞候義に付爲心得寫相添此段相達候事

甲比丹に諭書寫

我國往古より海外に通間する諸國少からざりしに四海泰平に治り法則や、備り朝鮮琉球の外は信を通ずる事なし貴國と支那は年久く通商するといへども信を通ずるにはあらず然て去秋貴國王より書簡を差越し候といへども厚意にめで、夫か爲に答ふれば信を通ずる事にして祖宗の嚴禁を侵す是我か私に非す故に返簡の沙汰に及び難い然りといへとも多年通商の好みを忘れず至誠の致す所悦喜これに過す其懇志の程いさゝか會釋に及ばれは禮節を

失ひ且誠意にもどる依之其重役へ書を贈りて其厚を謝を  
又品々贈り越せしといへとも返簡に及ばざる上は請納め  
かたし然とも厚意の難黙止へにその意に任せて納めと  
、む就ては是よりも會釋して國産の品々贈り遣を也然れ  
は後來必しも書簡を差越事勿れ若その事ありとも封を開  
かすして返し遣すへ正に禮を失ふに似されども何そ一  
時の故を以て祖宗歴世の法を變じへけんや爰を以て他日  
再び言を費す事あかれ此後書簡を相贈り候ても其返簡も  
固く無用たるへ此旨能く心得本國へ申傳ふへ

同年老中返簡

返復和蘭攝政大臣書翰

去歲七月貴國使价船齋

國王書翰到我肥前長崎港崎尹伊澤美作守受而達之江戸府  
我主親讀之

貴國王以二百年來通商之故遙有察我國之利害見忠告一事  
其言極爲懇欵且別見惠珍品若干種我主良用感荷理宣布報  
然今有不能然者我祖宗創業之際海外諸邦通信貿易固無一  
定及後議定通信之國通商之國通信限朝鮮琉球通商限  
貴國與支那外此則一切不許新爲交通

貴國於我從來有通商無通信信與商又各別也今欲爲之布報  
則違碍祖法故俾臣等達此意

公等稟之於

貴國王事似不恭然祖法之嚴如此所以不得已請諒之至見惠

禮物亦在所可辭而厚意所寓遐方送致倘并返納益涉不恭因  
今領受薄晉土宜數種以表報謝具錄別幅勿却幸甚抑祖宗一  
定嗣孫不可不遵後來往復幸見停或其不然雖至再三不能受  
幸勿爲訝至於公等書翰亦準此不爲報也但

貴國通商則遵舊約勿替亦是慎守祖法耳幸稟之於國王雖則  
云爾至於

國王忠告誠意則我主亦深感銘不敢疎外也因今俾臣等具陳  
言不盡意千萬諒察不備

阿蘭陀國政府諸公閣下

阿部伊勢守正弘判

牧野備前守忠雅判

青山下野守忠良判

日本國老中

戶田山城守忠溫判

弘化二年乙巳六月朔日

別幅

一貼金畫屏風住吉內記畫

一撒金硯匣

一描金書架

一撒金文臺

一撒金紙匣

一撒金提合盒

右七品

塗箱紺紫眞田金具赤銅

一華紋綸子

一華紋紗綫

一彩綫

一彩龜綫

一彩紬八丈縞也

各二十端  
萌黃眞田金具  
桐白木箱紺

按スルニ西洋各國ノ軍艦我邦ニ到リシモノ絶テ聞カサ  
ル處先是文化五戊辰年八月英吉利國軍艦突至偽リ荷蘭  
國船ノ狀ヲ示シテ長崎港ニ入津シ蘭人二名ヲ捕ヘ以テ  
質トシ薪水ヲ乞フテ後忽焉トシテ去ル  
千時強國五  
梶雄ヲ争フ敵ニ

此等ノ舉勦アリシ此英國船長三十一間高水際ヨリ一丈舷ノ左右  
ニ二貫目計ノ大銃各二十三挺二段ニ備フ船尾船首各二  
挺共ニ合セテ五十挺内面ニ三十挺船尾ノ檣中央ノ檣ニ  
各六挺船首ノ檣ニ四挺ヲ備フ總計九十六挺是本船ニ備  
フル所ナリ剝船八艘アリ其大ナル者ニハ大銃六挺ヲ備  
ベ鐵砲ヲ左右間隙ナク並ヘ小ナル者ニハ短キ鐵砲ヲ左  
右ニ並フ是レ近古歐羅巴軍艦我邦ニ渡來スルノ初メ  
ニシテ時ニ港内狼狽騒擾甚タシ當時ノ全地奉行松平圖  
書頭憤懣ニ堪ヘス其艦ノ出港ヲ待チテ直チニ事實ヲ具  
述シ割腹シテ其指揮ノ失途ヲ謝ス此時松平肥前守毛同  
港邊海警衛ノ嚴備周到ナラサルニ坐セラレ逼塞ノ罰ニ  
處セラレタリ是ヨリ後久シク軍艦ノ入津スルヲ曾テナ

カリキ然ルニ弘化ノ歲荷蘭國軍艦ヲ以テ國書ヲ呈セシヨリ幕府邦内ノ人心動搖シ物議ヲ速クニ到ランコトヲ憂慮シ密ニ其事ヲ秘シテ黎庶ニ知ラシメス又蘭學者ニ注視シテ傍議ノ紛起ナカラ令メントス然リト雖凡其事タル隱レナキヲ以テ潛カニ集議スルモノ頻々人心頗ル穏カナラスシテ殆ント防壓スル能ハス又此時ヨリ外國船ノ我國沿海ニ出沒スルヲ虛歲ナク竟ヒニ嘉永六癸丑年亞米利加國軍艦浦賀ニ入津シ其國書ヲ呈ス之ニ由テ邦内議論鼎沸シ海防ノ意見ヲ建議スル者陸續トシテ織ルカ如シ此時ニ至リ幕府モ亦祖法ノ守ル可ラサルヲ知悉シ砲臺ヲ築キ銳法ヲ改良ス於是更ニ大船製造禁止ノ令ヲ解ク

荷船之外大船製造停止之御法令候處只今之時勢大船御免被成候間作事方并船數共委細相伺差圖可受之旨被仰出候右様御制度御變通被遊候而も畢竟御祖宗之御遺志御繼述之思召より被仰出候事ニ候間邪宗門御制禁等之義は彌以如先規相守取締向別而嚴重可被心得候

此令嘉永六癸丑年九月一度發布セシヨリ軍艦製造ノ說大ニ興リ邦内造船ノ術ニ向フ翌安政元甲寅年五月相州浦賀港ニ於テ英國船ニ摸形シ長廿二間幅五間二本桅ノ船ヲ新造ス此前後薩摩國ニ於テ三桅帆前船二三隻ヲ打建又江戸ニテハ水府家ノ指南ニ循ヒテ起功シ越中島ニ於テ製造ス抑モ是時ヲ以テ造船之法歐米ノ制ニ倣フノ

是ヨリ前數年天保九年戊戌六月水戸烈公侍臣ニ命シ西洋之式ニ倣ヒ一軍艦ヲ造リ日立丸ト名ツケ以テ海防ノ用ニ備ントス丈八尺七寸幅三尺然レ毛其祖法ニ觸ル、ヲ以テ慕議之ヲ許サス僅ニ雛形ノミニシテ止ム當時青山延子記スル處ノ跋文アリ云

## 跋日立丸後

天保戊戌夏六月我黃門公命臣小納戸淺沼廣壽臣白須利和據西洋戰艦圖式造木様一隻長九尺濶二尺五寸船傍穿銃眼數十上設譙樓建帆檣其制精密堅緻不異眞船二臣極力覃思百有餘日而成榜曰日立丸譙樓旗幟之制雜以本邦之制畫葵

章以爲徵號異日我公倣此製造大艦欲以備海防之用夫我常之地瀕海數十里異船出沒萬一北虜來侵本藩必當被衝突之患幸賴公之深謀遠慮戰艦有成防禦無闕鬪國將受公之賜姑書以爲左券云是歲十一月晦臣扈從管括青山延子拜手稽首敬書。

## 伊勢守下附

石河土佐守  
松平河内守  
堀内織部郎  
竹内清太郎

覺

大船其外御製造方之義大要左之通可被相心得候大船之儀水戸殿家來申達雛形も出來候ニ付右之者に引請製法被

仰付候積且浦賀表に於て此節造立被 仰付候御船之義  
も出來候上當地に取寄役見分致し是又數艘製造可被  
仰付候

一蒸氣船は松平薩摩守家來江川太郎左衛門手に付先御試之  
爲壹艘造立被 仰付候間右出來之上ハ數艘可被 仰付候  
一押送形御船之義是迄向井將監御預海船修行と唱候押送形  
壹艘之外無之外組にも一艘つ、製造御預被 仰付候積相  
達置候得共差向非常御備且大砲船打調練之ため堅實之御  
船早速製造被 仰付候間船形見込御鐵砲方打合早々取調  
申聞候様御船手に申渡候に付右申立之趣を以數艘製造可  
被 仰付候一体大船蒸氣船等出來候ハ、御手厚之義には  
候得共製造方等も大造之義に付明日にも相掛出來候共其  
差向御備ニ相成候様可被心得候

上乘馴候間合も急速相整申間敷夫迄更に御備船無之候而  
是如何にも御手薄之義に有之押送形は早速にも出來大砲  
打方も相成候趣に付先つ押送形に而堅材を以丈夫に打立  
差向御備ニ相成候様可被心得候

一實製端船之義は當時松平土佐守小人中濱万次郎義異國よ  
り送越候節乘來り候船長崎表より取寄同所に罷在候船大  
工をも呼候間大船形に倣ひ製造可被取計候  
一内海御臺場附御船之義何れ右場所御備向引請之者可被  
仰付候間右之面より申立候次第も可有之哉に付船形等  
見込を以製造可被 仰付候

右之通大小御船向くに引合一時に御製造被 仰付候間其  
方共儀ハ諸手之御用都而引請相心得向く申談諸事差支之

義無之様厚勘辨いたし可被取計候且又惣体御船員數之義は海防掛り一同に申談得と取調可被申聞候事

此時牧野備後守家來天文方手傳小野友五郎渡海ノ方法ヲ撰述シ渡海新編ト名ッケ政府ニ獻呈ス其大意ニ曰  
皇國は東洋に獨立し周圍海面に接して各所に天然の良港を具ふ是即舟楫を以て不通を濟ひ國家之利用を起すに適せり往古 崇神天皇の御宇舟楫を造らしめ不通を濟ひ利用を起し給ひより近古に及んて漸次此道開け異邦に往来し互に貿易を爲すに至る然に我姦曲の商人等妄に遠洋に渡海し私利を貪り時として異邦人は國教を以て我愚民を惑亂いたさせ自然國家に妨害あるを以て嚴令を下し堅

牢ある大船製造及び遠洋渡海を制禁せらる以來絶て遠洋渡海する者あく此時を期として廻船は地方に添て山岳を目的として廻船する風習とあれり

地廻り回船は時として難風に遭ひ大洋に漂流せは素より渡海之術を辨へざる船子共方向を求るに由あく僥倖にて異邦人の手に助命の恩恵を受るの外あく是等を察して嚮に回船安乗錄海路安心錄渡海標的回船寶袋等の書籍あれ共元來一小冊子を以渡海の詳悉を盡す能はず乍恐大猷院様 有徳院様御代に天文地理の學講究の義 台命被爲在日に増し諸藝相開け天文は終に交食の時間を過たず今時に至て渡海之方法を撰述して其用に供せんとする是即 台命の厚さに因る者にて感戴之至と奉存候 昔時

は見聞も稀ある異國船時々近海を通航いたゞに亞墨利加軍艦浦賀着港以來御武備専ら御世話被爲在候内船艦之利用に起る者少く今般諸家へ大船造營御許容之旨被仰出公儀に於而海軍御擴張の御趣意を以て嚮に御軍艦御造營相成艦隊之基礎御創立被爲在候に付而は渡海之方法撰述仕度段昨丑年天文方足立左内を以て奉窺候處當寅二月中獻本之義は追而可被及御沙汰撰述之義不苦段被仰渡其以來丹精を盡し方向數理并弧度汎法等都而解義を詳明にして用表の元組撰述仕候

此用表は舟行之諸數を併列して専ら簡易に用算の煩勞を省くを主とす其舟行の概略ハ出帆する地の經度と緯度の二數を原として遠く海岸を離れ望む所へ渡海をる者に之

て其方法の概略ハ弧度汎法に述るか如し而して鍼路を確定せるハ諸曜の正行を測定して先づ本船所在之緯度を算定し而して時刻の經歷に因て其經度を詳明にす此方法に因て渡海をる時は更に鍼路を失ふ事あく遠洋を往來し不通を濟ひ實に國家の利用を起す殊に海軍にて其用擧て知るへからず此書大成の上は諸家の大船造營の向は勿論一般に渡海の方法教授被仰出候得は御趣意完全可仕奉存候

右は渡海新編の大意如斯御座候以上

安政元寅年十二月

小野友五郎

安政丙辰年七月十七日伊勢守下附

大船追々御製造被仰出候に付而組御番衆等運用并船上調練も可被仰付候得共差向習練之ため昌平丸御船君澤形御船之内何れも順番を以拜借被仰付候間其方共組之者共乗組近海乗試運用大砲調練且航海術迄も習熟可被致候尤天文方手附之者其時々乗組測量其外共爲致候筈に付委細は御船製造掛り天文方可被談候

按スルニ我邦大船ノ製作久シク廢シテ詳力ナラサル故製船ノ基礎タル龍骨ノ製ヲ悉サス隨テ肋材首後ノ材緊帶諸部ノ法ニ暗ラシ古來唯是等ノ主要造船師乗船者ト心ニ悟リ慣熟練磨ヲ以テ明悉スルニ止リ其真理ヲ推究スルモノニ無之此故ニ其形狀ヲ變改シ其諸具ヲ更革ス

ルニ當リテハ茫乎トシテ自得ノ能ヲ缺ク之ニ由テ近日成ル所ノ諸船外面裝飾ハ徒ニ空シク洋法ニ擬スルト雖尼船質脆弱或ハ速力遲鈍ニシテ實用ニ適セス殊ニ喫水ノ深淺重點ノ位置ヲ察セス幸ヒニシテ順風ヲ得ル時ハ快駛スルトモ少シク逆風ニ向ヒ怒濤ニ逢フ時ハ船体簸揚シ宛力モ鞠ノ如ク高ク水上ニ擧ル船身上部重クシテ下部輕ク風浪每トニ顛覆セントノ虞アルヲ免カレススレ良好ノ結果ヲ得サル所以ナリ當時其不便ヲ罵ル然レ是ヨリ漸次製造スル者起ルニ到ル我以謂ヘラク今ヤ此一二ノ大船製造實際ニ率先シテ成セルカ故ニ敢テ其造法ノ備ハラサルヲ咎メス後來其製作ノ容易ナラサルヲ解了シ又一見シテ書ニ記スル能ハス口吻ノ言ヒ難キ

所ヲ氷解シ船舶改造ノ端緒ヲナセシハ我カ海軍ニ於テ  
其功豈ニ鮮少ナラン哉

## 海軍歴史卷之一

### 海軍歴史卷之二

下田港魯人遭難スク一子ル船新造

#### 目錄

英國艦將ノ照會

豆相沿海ノ海嘯

魯人ノ造船我國人ヲ裨益ス

魯人大砲ヲ贈ル

大坂町奉行魯人ニ信牌ヲ與フ

魯人下田港ノ不安心ナルヲ言フ

戸田村魯艦修繕

魯艦沈没

魯人ト條約ヲ訂ス

魯人應接ノ事ヲ奏聞ス

本國諸友ヨリ魯艦士官へ贈ルノ書牘

## 海軍歴史卷之二

下田港魯人遭難スク一子ル船  
新製ノ始末

安政前後歐洲ノ各國我邦ニ到リ交易和親ヲ望ム「虚歲ナシ  
此際歐洲強國連衡シテ魯國ニ逼ル此故ヲ以テ英佛兩國軍艦  
ヲ四方ニ派出シ魯國ノ船舶ヲ追捕セントス同元甲寅年七月  
英國軍艦長崎ニ入津シ書ヲ全地鎮臺ヘ出シ其理由ヲ告ク此  
文ヲ譯スルニ云ク

長崎ノ地長タル御奉行ヘ英吉利イルランドスコットラン  
ド之總名ブリタニヤ女王ビクトリア之趣意ヲ以テ衆議一  
致シテ彼ノ魯西亞ヨリ歐羅巴ヲ押領スル手段アルヲ以テ

歐羅巴ノ爲メ防禦セント欲シテ魯西亞國ニ此度軍ヲ發シ  
候事柄トモ告知セノ書面差上申候此段御承知可被下候  
此軍ニ付テハ前文ノ次第有之相始候事ニ候

數多ノ軍勢既ニ合戰ニ差出申候  
魯西亞ノ諸勢策盡果不得止事其自己ノ渙ニ引返潛マリ居  
候

魯西亞國ノ諸衛數箇所手ニ入レ或ハ荒廢セシメ將又魯西  
亞ノ内トルコニ境界セシ所ニ於テハ即トルコニ魯西亞ノ  
軍勢入込候ニ付伐退候處散々ノ敗走ニテ退去ニ及候  
右之通ノ趣意ニ有之候間今般決議イタシ魯西亞ノ船砲ハ  
勿論其退方ノ商館ニ至ルマテ手ニ入候歟滅却致シ候心得  
ニ候處魯西亞國ハ漸々其境界ヲ廣メサガレン舊名カラフ

トヲ今攻北蝦夷及蝦夷ノ千島ニモ及ホシ順テ日本ニモ志  
アル事ハ的ニ顯然ノ事ニ候

大ブリタニヤ女王ノ趣意ニテ海軍ノ大將トシテ私儀東方  
ノ海上ニ發軍ノ命有之即此一手ニ船勢只今此地ニ罷出猶  
右一件ノ爲メ外ニモ船勢出懸候義ニ候得ハ究メテ度々日  
本諸港ヘ參リ候義可有之勿論是ハ魯西亞ノ軍船或ハ右魯  
西亞奪取候船有之時ニ是ヲ防キ候爲ニ候勿論右等ノ爲メ  
御當國ノ渙ヘ罷出候儀モ有之候事ニテ大ブリタニヤ國ノ  
ミノ趣意ニモ無之同國一致候向キ一同ノ趣意ニ候此儀入  
御聞置候

右様ノ次第二付餘儀ナキ情合御酌合セ猶御奉行御勘考被  
下御當國渙等ニ此度ノ一件一味ノ者罷出候儀御免許御座

## 候様所希候

右之譯合ニ御座候間可然御含ミ都合能キ様相整ヘ万端御差圖被成下差支無之様相成當長崎港ハ勿論日本國領ノ港及ヒ其他ノ場所ヘ罷出候儀相叶候様仕度心願ニ御座候

ブリタニヤ女王ノ船ウヰンセストル

曆數千八百五十四年第9月7日甲寅7月十五日

大將スコートベイナクト

マーナ、スライルレーキ

此譯文ニ據リテ見ル庄ハ歐魯雄ヲ争ヒ互ヒニ隙ニ投セントテ相窺フノ勢亮然タリ此後我邦港灣ニ抛錨スルノ所以ナリト知ルヘシ

安政元甲寅年十一月四日豆相駿地大ニ震ス此時魯國之軍艦フレガット、デイヤナ號下田港ニ滯泊ス突然トシテ海嘯起リ港内之家碎壊シ市中十八ヶ町大抵平原トナリ加之火ヲ失ス人口全員三千九百餘名此中八十五名死亡スルニ到ル魯艦モ亦此災害ヲ遁ル、ヲ得ス終ニ艦底暗礁ニ觸レ横タハリテ殆ント覆没セントス乘艦ノ全員効作甚タ勉メ幸ヒニ其沈沒ヲ免カルト雖比艦底大ニ損シ如何トモナス可ラス海嘯止ミテ皆上陸シ艦ヲ港内ニ繫ケコヲ得タリ

陸上モ此災厄ニ逢フテ幾ント無人之境タラントス故ニ魯人困難極マリ盡セリ此時ヤ其本國ニハ歐洲各國ト戰鬪アリ便宣ノ通ス可キ無クシカノミナラス英艦ノ各國諸港ヲ巡視シ魯艦ヲ攻擊セント爲スアリ悠ヤトシテ其便ヲ待ツヘキ時ニ